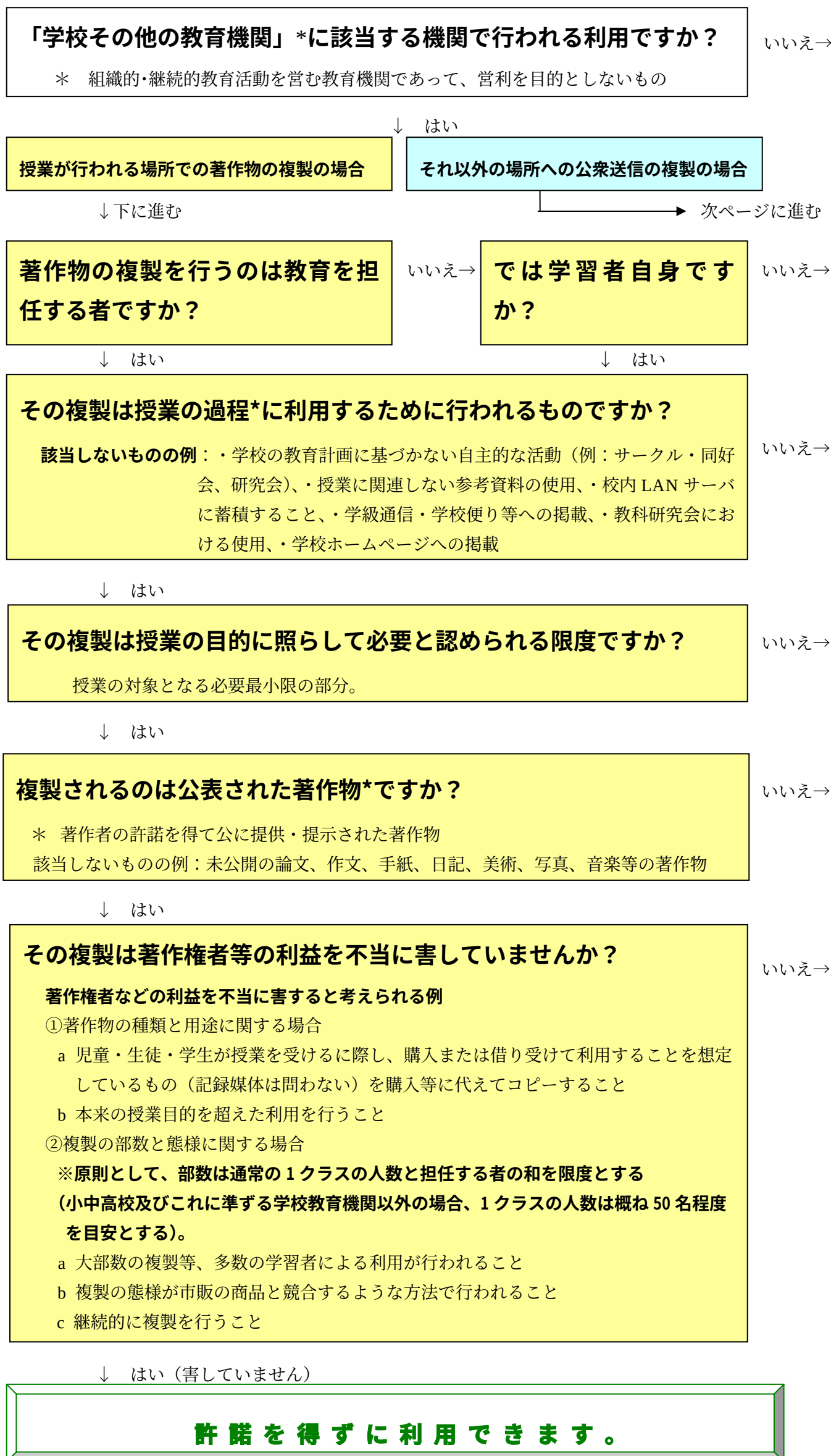


学校その他の教育機関における著作物等利用に関するフローチャート



自由利用できません。許諾を取ってください。

ただし、著作物を複製する場合には、複製物にその著作物の出所を明示してください。

授業が行われる場所以外への公衆送信の複製の場合

↓ はい

授業を担当する者と同じ場所で授業を受けている者がいますか？

※主会場がなく、遠隔地への送信のみによって授業が行われる場合は該当しません。

いいえ→

↓ はい

その利用は主会場で、第1項で認められる範囲で授業の過程に提供・利用されているものですか？

※ 主会場で提供・利用されていないものは送信できません。

※ 授業の目的に照らして必要な限度であること、公表された著作物であることは第1項と同様です。

いいえ→

↓ はい

著作物の送信にあたって、上演、演奏、上映もしくは口述をともなう場合、それは非営利・無料かつ当該実演家等に対し報酬を支払わないものですか？

いいえ→

↓ はい

主会場と同時に授業を受けている者への送信ですか？

該当しない場合の例：・登録された学生でない者を含む場合

・授業をあらかじめ録画しておき後日配信すること

・オンデマンドで配信する授業における著作物・複製物の使用

・授業終了後も利用できるように、著作物等をホームページ等に掲載すること

いいえ→

↓ はい

その利用は著作権者等の利益を不当に害していませんか？

著作権者などの利益を不当に害すると考えられる例

①著作物の種類と用途に関する場合

a 児童・生徒・学生が授業を受けるに際し、購入または借り受けて利用することを想定しているもの（記録媒体は問わない）を購入等に代えてコピーすること

b 本来の授業目的を超えた利用が行われる場合

②公衆送信の態様に関する場合

a 授業を受ける者以外の者が閲覧できるように公衆送信すること

b 送信された複製著作物を、受信側で二次的に複製すること

c 大教室での授業に相当するような人数への送信を行うこと。

③著作権者人格権を侵害しないこと

いいえ→

↓ はい（害していません）

許諾を得ずに使用できます。

ただし、著作物を複製する場合には、複製物にその著作物の出所を明示してください。

自由利用できません。許諾を取ってください。